

介護福祉士制度の見直しについて (検討事項・検討の視点)

【論点1】専門資格としての介護福祉士
の養成の在り方

【検討の視点】

<全体的考え方>

- 総人口が減少し、労働力人口も減少が見込まれる中で、今後、後期高齢人口の増大に伴い介護ニーズが増大し、また、高齢者の生活様式、考え方、価値観等が多様化するものと考えられ、こうした介護ニーズの変化に対応するためにも、介護職員の量的確保とともに、質的向上が必要ではないか。
- 介護福祉士の質の全般的向上を図るために、教育内容の充実を行うとともに、すべての者について一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという方向で一元化を図ることとしてはどうか。
- 介護福祉士の国家資格は「幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力を有する資格」と位置付け、資格を取得した後も介護を取り巻く環境の変化や介護技術の進歩に対応するために、生涯にわたって自己研鑽し、知識・技能を修得するという考え方について、どのように考えるか。

<福祉系高校ルート>

- 介護福祉士資格の取得方法の一元化に当たり、教育内容とは別に年齢・学歴により、国家試験の受験資格に制限を加えることとすべきかどうか。
人間性・倫理性の涵養のためには人生経験を積むべきであるという観点、明確な職業意識と志を持って学ぶ福祉系高校を含め、介護の分野には多様な人材を確保するべきであるという観点、さらには現に福祉系高校を卒業した者に介護福祉士試験の受験資格が付与され、介護の現場で活躍する実績を残しているという観点等を踏まえつつ、どのように考えるか。

<実務経験ルート>

- 実務経験ルートについて、理論的・体系的学習を行うために一定の養成課程を課す場合において、現に就労している者が一定期間就学することとなることの負担の観点をどのように評価するか。

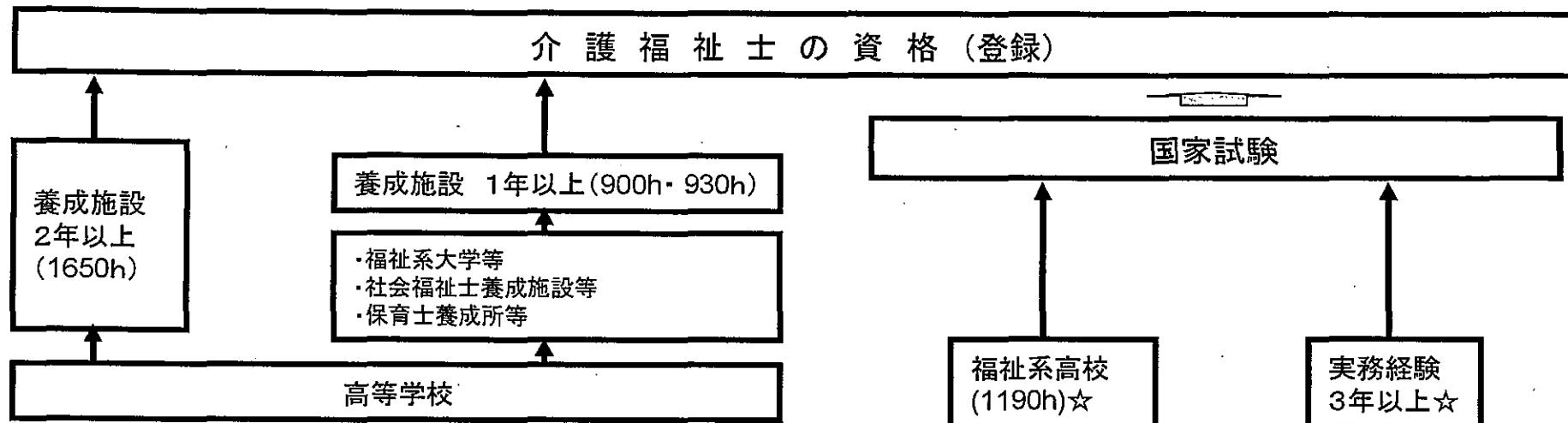
介護福祉士資格取得方法の改正の方向

(「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告書より)

- 今後の資格取得方法については、多様な人材を確保する観点から養成施設ルート、実務経験ルート、福祉系高校ルートの3つのルートを残しつつも、各ルートを通じ質の全般的向上を図るため、教育内容の充実（カリキュラム・シラバスの抜本的見直し）を行うとともに、すべての者について一定の教育プロセスを経たのちに国家試験を受験するという方向で、一元化を図る。

介護福祉士の資格取得方法見直し案

[現行]

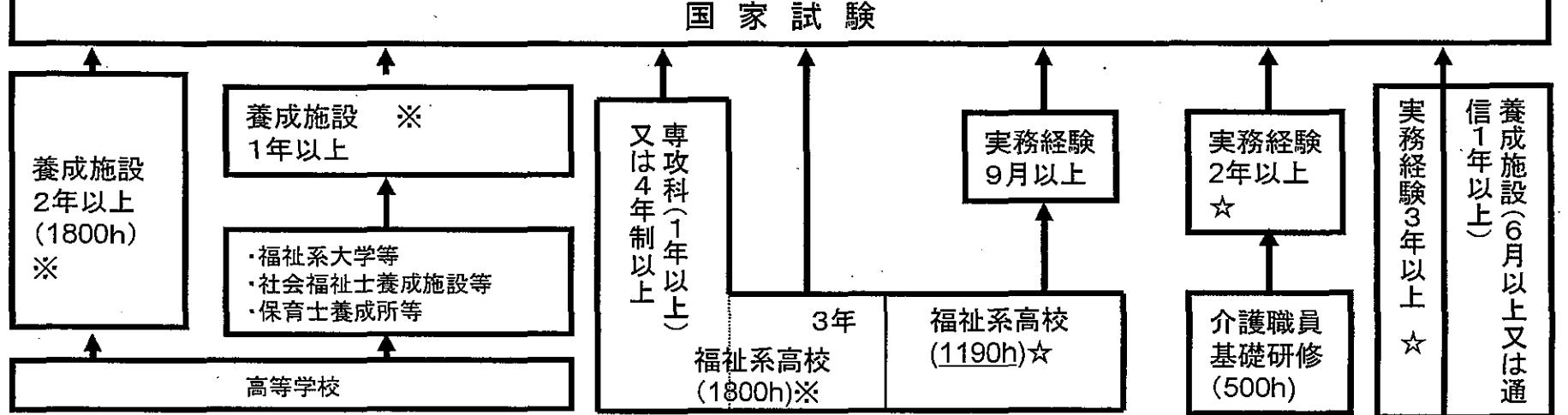


☆：介護技術講習修了者は、実技試験免除。

[見直し(案)]

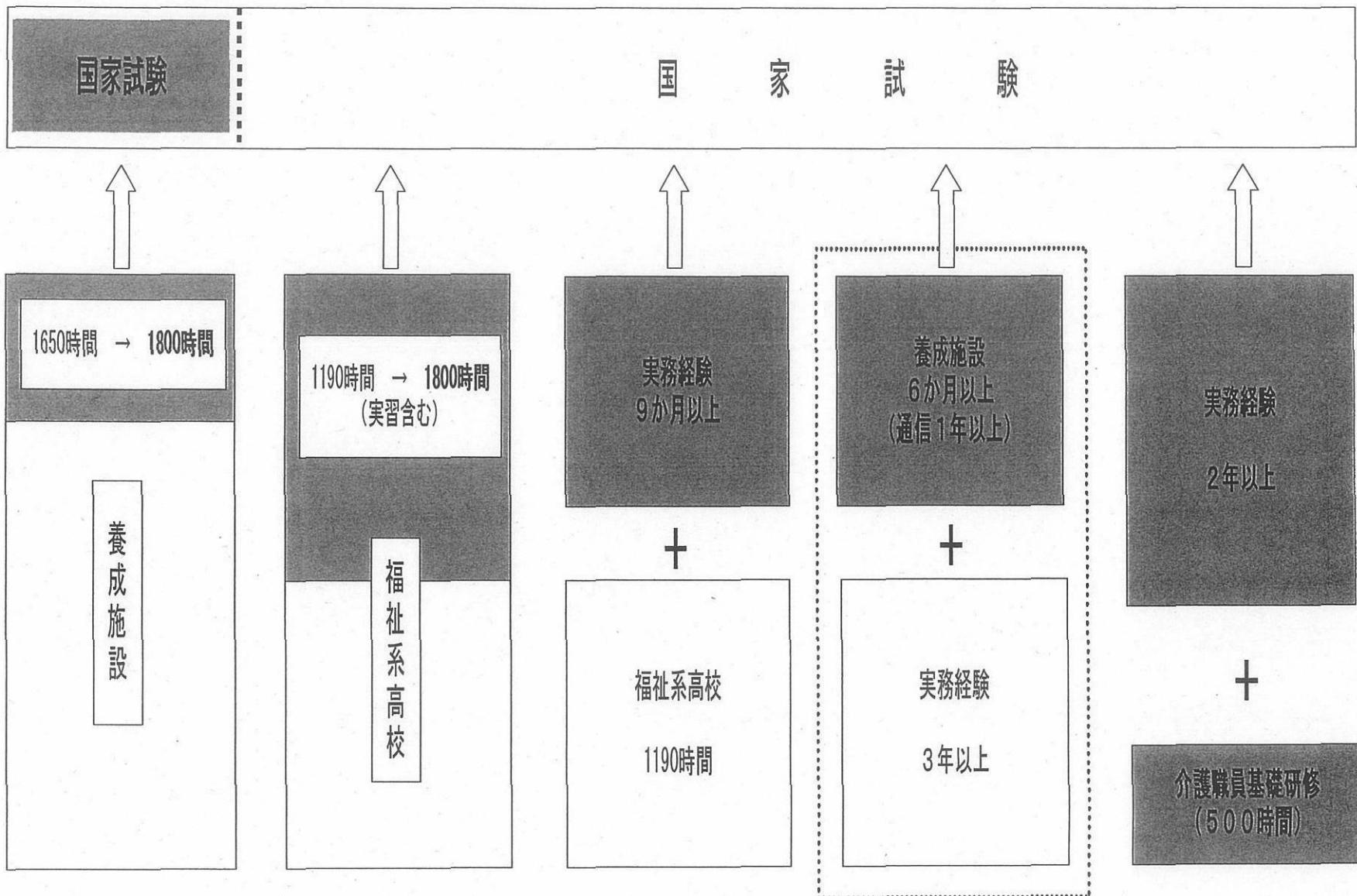
介護福祉士の資格（登録）

国家試験



☆：介護技術講習受講者は、実技試験免除。※：一定以上の養成プロセスを経たものは、実技試験を課さない。

すべての者について一定の教育プロセスを経た後に
国家試験を受験するという方向での一元化



福祉系高校について

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)

(介護福祉士試験)

第四十条 (略)

2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 三年以上介護等の業務に従事した者

二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

3 (略)

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)

(介護福祉士試験の受験資格)

第二十一条 法第四十条第二項第二号の厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学校教育法による高等学校又は中等教育学校^{*}(専攻科及び別科を除く。次号において同じ。)において別表第一に定める教科目及び単位数を修めて卒業した者

二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において別表第一に定める教科目及び単位数を修めて、同法第五十六条第二項の規定により大学への入学を認められた者

三 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の専攻科(修業年限二年以上のものに限る。)において別表第二に定める科目及び単位数を修めて卒業した者

* 「中等教育学校」は、中学校の修業年限に該当し義務教育期間となる3年間及び高等学校のそれに該当する3年間を合わせた6年間を修業年限とする学校。